



広報

にのみや

昭和45年 3 月号 No.85

1970年3月1日発行 全世帯配布

発行所 二宮町役場

神奈川県中郡二宮町二宮919番地

電話 0463 (71) 0767 (代表)

印刷所 二宮町(株)池田印刷所



「通学路標識」町内75カ所に設置

今年も入学シーズンを迎えて、子をもつ親はもちろんすべての人々が心配なのは子供の交通事故です。毎年この時期に入ると全国的に子供の交通事故がふえ、せっかく楽しみにしていた夢が、とりかえしのつかない事になってしまいます。

当町では、このような悲惨な事故から犠牲者をなくすため、いろいろな対策をたて実施しています。今年の事業の一つとして、小・中学校、幼稚園などの生徒児童が安心して通学ができるように、通学・通園路に標識をたてて、その道路を通る車はもちろんみなさんに注意していただくために設置しました。〃 運転者のみなさん、この標識がある道ではとくにスピードを落として安全運転を…… 〃

町の人口

(2月1日現在)

総人口 20,992人

男 10,430

女 10,562

有権者数 13,785

世帯数 5,341

面積 8.96km²

人口密度 2.343



初歩的な交通ルール違反

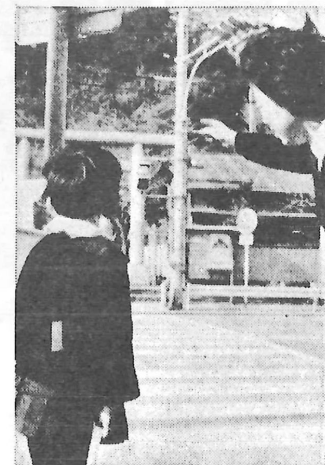
交通事故

広報にのみ

交通事故は年々増加するばかりです。昨年県下の交通事故は、七六三人の死者と四七、二六三人のけが人をだしており、史上最悪という悲しむべき数字を示しています。しかし大磯警察署管内では、一昨年に比べ昨年、東名・小田原厚木線・西湘バイパスが一部開通して、交通事情がぐなり、次表のように交通事故は減少しました。			
事故原因は、あいかかわらず	死者	傷者	件数
43年	7	587	592
44年	4	564	540
増減	-3	-23	-52

交通事故は年々増加するばかりです。昨年県下の交通事故は、七六三人の死者と四七、二六三人のけが人をだしており、史上最悪という悲しむべき数字を示しています。しかし大磯警察署管内では、一昨年に比べ昨年、東名・小田原厚木線・西湘バイパスが一部開通して、交通事情がぐなり、次表のように交通事故は減少しました。

歩行者の場合は、近くに横断歩道や歩道橋があるのにこれを利用しないで、車の直前直後を横断したり、斜め横断、道路への急な飛び出し、路上遊走などがめだちます。交通事故の原因では、運転者はもちろん歩行者側にも過失があり、その結果歩行者事故を増加させている大きな原因になっています。



よく信号を見て渡りましょう

切でんだがみることなどがいちばん大です。

また下校時の事故が多く発生しています。

◎学校への行き帰りは、できれば上級生をまじえて、グループで行動できるようにしましょう。

もうすぐ新学期がはじまります。入園・入学の準備はいかがでしょう。いままで家の中にいた子供たちが戸外で遊ぶことが多くなり急に戸外での子供の事故が多くなります。木のぼりで手足をすりむいたり、池、川に落ちたり、交通事故にあつたりします。

春は四季のなかで、もっとも子供の交通事故が多い季節です。みんなて子供が事故を起こさないよう、お互いに注意しましょう。

◎入園・入学前に子供といっしょに通学路を、何回も歩いてみましょう。

ことし役場で学校、幼稚園ごとに通学路の標識を設置してあります。

◎交通信号の説明や横断歩道の渡り方などは、実際に道路に出て、いっしょに渡

子供といっしょに通学路を……

子供といっしょに

どでお知らせしていました。が、今年からカギ付きステッカーを使用します。もし自分の車にこのステッカーがついていましたら、必ず警察に出頭してください。

出頭しませんが、カギ付きステッカーははずれませんが、駐車違反は、絶対にしないよう気をつけましょう。

◆駐車違反にカギ付きステッカー◆

駐車違反をした運転手の呼び出しは、ステッカーな

議会だより

二月臨時会から
副議長に
善波氏

第一回臨時町議会は、2月10日に開会され、死亡退職された町議会副議長大森喜代作氏の後任に二宮町川句一八四番地善波義光(44才)氏を選任した。引続き請願二件の審議がおこなわれそれぞれ建設常任委員会に附託された。

おくやみ

大森喜代作(60才)氏1月21日胃がんのため死去された。大森氏は、下町第三区長を三年間つとめ、町議会議員に当選二回、その間、副議長、社会文教委員長、議会運営委員長など歴任された。自宅は二宮町二宮一番地。

◎小学生、とくに低学年の場合は、忘れ物をとりきつて、事故にあうことが多いようです。出かけるときは持ち物の点検を……

◎子供の事故は、土曜日がとくに多いといわれています。

三月という月は行事が多く、何といつてもいいそがしい月です。とくに、受験、進学、卒業、就職など、子供さんのおられるご家庭では一段と気ぜわしいものです。気候も変わり目にあたりますので、健康に注意してたのしい春を迎えましょう。

朝夕は少し寒さも残っていますが、日中は暖かい日が続きます。桜もつぼみをもちはじめます。そうになると、急にオーバーなどの汚れが目立ってくるものです。もっとも寒い冬中着どおしたのですから汚れるのも当然ですが、さてその厚手の冬物のあと始末がみんな主婦の肩にかかった仕事として回ってくるので大変です。でも、まだ少し寒い日もあることでしょうから、そのへんのことをじゅうぶん心得ておいて順々に手入れをして、しまっておきましょう。

季節だより



●三月のメモ

交通事故にあったら必ず届けを

「第三者行為に 国民健康保険による被害届」を

昨年、当町の交通事故は一件、その中で歩行者事故は二五件を数えます。私たちの地域でも、交通事故で尊い生命が奪われています。

交通事故が及ぼす影響は大きく、被害者は平和な家庭を破壊され、加害者は法律で体刑及び罰金などを受け、その上損害賠償という大きな重荷を負う結果になります。

交通事故が及ぼす影響は大きく、被害者は平和な家庭を破壊され、加害者は法律で体刑及び罰金などを受け、その上損害賠償という大きな重荷を負う結果になります。

今日のように

に、交通事故が急増している現状を見ると、運転している人が悪いばかりでなく、歩行者である被害者側にも責任がある場合が多くあります。

私は注意をしているから事故にあわないと、いえる時代でないのが現状のようです。

●事故にあった時

もし事故にあった場合どうしたらよいでしょうか。事故にあえば、まず医療費のことが考えられます。

その場合に最少限しなければならぬことは、
①相手を確認すること。
②相手の車の色、型、番号など及び目撃者がいれば、その人の住所、氏名など事故に関することを書いておくこと。
③軽卒な事を決していけないこと。
④必ず警察官に立ちあつてもらうこと。
⑤被害が大きい場合の証拠に、事故にあった場合、国保加入者は係まで、

「第三者行為による被害



届」を、提出するよう義務づけられています。

●自賠保険との関係

交通事故で医師の診療を受けても、保険では受けることはできませんといわれる場合があります。それは自動車損害賠償責任保険があり、すべての自動車にこれに加入します。ですから加害者は賠償金を支払う義務があり、また加害者が不明な時は国が保障してくれますので、健康保険ではできないということです。しかし自費で治療をする

と、保険診療より多額の治療費がかかります。したがって両者でよく話し合いの上解決していただくことが一番望ましいことで、それが原則とされています。

●国保を使用する場合

そこで、国民健康保険では、自動車事故の場合は使用できないのかというと、そうではありません。加害者が不明の時とか、加害者に医療費の支払い能力がない場合などには使用できます。この時、必ず国保の係に連絡し、相談をしてから届けを提出してください。この場合に加害者が被害者に行なうことを、国保が代行することになるので、保険で支払った金額に対しての賠償金の請求権利は、被害者に代わり国保が取得します。(代位取得)しかし支払った金額を限度としていので、全面的に権利を有することはありません。届出は後日必ず係まで連絡するよう守ってください。なお事故では、後遺症のことが考えられますが、必ず示談前に加害者の立ちあいの上で、精密検査を受けることが必要です。

保険金は、損害賠償金のすべてではなく、医療費だけでも保険金を上回ることも

があります。これ以外にもよく検討し、事故にあつたら少しでも有利にすることが必要です。あとは交通事故相談室などを利用して、最良の道を選んでください。

☑成人式の

写真を贈呈☑

町教育委員会では、成人式の時の写真を記念品として差しあげています。該当される方は早めに教委までとりにきてください。

3月31日で時効

引揚者特別交付金

引揚者またはその遺族の方で、まだ引揚者特別交付金の手続きをされていない方は、昭和45年3月31日で時効になりますので、早急に手続きをすませてください。詳しいことは、住民課福祉係へご相談ください。

心配ごと相談室

3月5日(木) 公民館 10:00~12:00
3月14日(土) 百合が丘公会堂 13:00~15:00
3月18日(水) 公民館 10:00~15:00

高齢者のための5年年金

- 対象は明39・4・2～明44・4・1までに生まれた方
- 加入期間……5年(月750円)
- 申込み期限……6月30日まで
- 申込み場所……役場住民課国民年金係



広報メモ



許可・届出は必ず役場へ

— 公害防止条例 —

公害の防止のために、工場・事業所は機械に関して必ず許可・届出をしなければならぬことになっていきます。

● どのような場合に許可申請・届出が必要か。

① 事業主が工場・事業所を新設、機械を設置しようとする場合。

② 事業主が工場・事業所を増設、機械を設置しようとする場合。

③ 現在の機械を移転または変更しようとする場合。

● どのような方法で申請、届出をすればよいか。

① 申請、届出に必要な書類は、経済課にあります。

② 添付書類

・ 附近の見取図

・ 建物の配置図

・ 作業場の建物の姿図

・ 機械の配置図及び構造図

(機械の構造図の場合、カ

タログでもよい。)

・ 作業工程図

● 提出先は、役場経済課商工観光係へ。

読書会の会員募集

— 申込みは教委へ —

町教育委員会では、文学作品を中心とした話し合いを行なう読書会を、毎月一回ずつ開いています。

このたび会員を募集いたします。

年齢は18才以上の方なら男女を問いません。

読書会は毎月土曜日午後一時～四時・会費は無料(ただし、お茶菓子代として20円程度)。

年一回文学散歩を行ない、年一、二回講師による講演会などを開きます。

会での司会は順番に行ない、またテキストはお

固定資産税

台帳の縦覧を

3月1日～20日

ことしの固定資産課税台帳が、三月一日から二十日まで(二十日間)役場で縦覧されます。

ことしは基準年度にあたり、固定資産の評価替を行ないましたので、新しい評価額に変わりました。

窓口メモ

家族が死亡

したとき

● 死亡した日から7日以内に、死亡地の市区町村役場へお届けください。(たとえば、小田原市内の病院で死亡したときは、小田原市役所へ届けてください。)

● 「死亡届」用紙は、役場住民課でお渡しします。

● 「死亡届」は、死亡地と本籍地が同一市区町村のとき……一通。

本籍地以外の所で死亡し

貸しします。

● 希望の方は、教委読書会の係までお申し込みください。

その他詳しく知りたい方もどうぞ。TEL 741-0542

〇五四二

この縦覧期間中に台帳をよくご覧になって、不服のある時は審査の申し出をしてください。

申し出期間は、三月一日から三月末日までで、文書によって固定資産評価審査委員会(役場内、委員長添田平三あて)に審査の申し出を提出してください。なお不明な点は税務課までお問い合わせください。

たとき……二通ご提出いただきます。

● 「死亡届」の右半分は「死亡診断書」で医師が記入します。左半分が「死亡届」で届出人が記入することになっています。

● 届出人は特別の場合を除くほか、死亡当時の同居の親族(六親等内の血族親か三親等内の姻族親)が届出することになっています。

● 死亡届とひきかえに、火葬許可書や埋葬許可書を発行しますので、届出のときまでに、埋火葬場所をきめておいてください。

● 町職員の募集

○ 職種…一般・学校給食作業職

○ 応募資格…一般職25才まで。他は40才程度まで。

○ 学歴…一般職のみ高卒以上、他は不用

○ 応募手続…履歴書(写真添付)持参。

○ 受付期間…3月25日まで

○ 受付場所…役場総務課。

○ 募集人員…各職とも各2名程度。

◎ 寄附

交通安全対策に

二宮町二宮八三二番地清水富有子さんから、交通安全防止対策費の一部にと二千円の寄附がありました。

保健衛生だより

成人病の講演……不用犬収集……清掃……「耳の日」

成人病(婦人ガン)

についての講習会

主催 平塚保健所
二宮町役場

- と き 3月11日(水) 13:30～15:30
- と ころ 公民館二階和室
- 講 師 平塚市民病院産婦人科医長 大久保文雄先生

● 不用犬は引取ります

- と き 3月23日(月)
- 場所と時間は次の通りです。
茶屋公会堂 10:00～10:05・吾妻神社入口 10:08～10:15・中町公会堂 10:20～10:25・中里児童館 10:30～10:35・百合が丘公会堂 10:40～10:45・町役場前 10:55～11:00

- ごみ収集について……3月21日(土)は祝日につき、ごみの収集はいたしません。

「耳の日」

3月3日の3・3が、みみ(耳)に通ずることから、この日を「耳の日」と決めました。春さきは、耳の病気が多くなります。じつとしていてもズキンズキン痛むのは、まず中耳炎とみて差しつかえありません。耳たぶにさわったり口を大きくあけたりするたびに痛めば外耳炎です。また、耳自体に病気がなくても、口の中やへんとうせんが炎症を起こしていると耳に痛みを感じることがあります。耳鳴りも、耳あかがたまっている場合、耳管炎や、急性・慢性中耳炎の場合めまいや耳鳴りがするメニエル氏病などいろいろあります。耳だれなどのある人は、いっぺん専門医に診てもらいましょう。

耳は眼とともに、私たちの日常生活にかけがえのないものですが、耳のほうは案外ひとに目立たないせいか、簡単に耳が少し遠いぐらいいに考えている人が多いようです。

耳は眼とともに、私たちの日常生活にかけがえのないものですが、耳のほうは案外ひとに目立たないせいか、簡単に耳が少し遠いぐらいいに考えている人が多いようです。